

財務諸表に対する注記

公益財団法人 観音霊苑

1. 継続組織の前提
該当なし

2. 重要な会計方針
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 売買目的有価証券、その他有価証券 市場価格のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。 市場価格のないもの…移動平均法による原価法によっている。 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）によっている。 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価法 移動平均法による低価基準による。 (3) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く。）…定額法によっている。造成墓所のみ貸付相当面積を償却している。 リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。 無形固定資産…定額法によっている。 (4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は経常活動区分の為替差損益として処理する。 (5) 引当金の計上根拠及び計上基準 貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債券については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上。 賞与引当金…該当なし 退職金給付引当金…職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当該事業年度末に発生していると認められる額を計上している。期末自己都合要支給額を退職給付引当金とする簡便な方法を適用している。 (6) キャッシュフロー計算書における資金の範囲 該当なし (7) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっている。 (8) その他財務諸表作成のための基本となる事項 該当なし

3. 重要な会計方針等の変更
(1) 本年より公益法人会計基準（令和6年12月20日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用する。(2) 表示方法の変更 上記会計基準改正に伴い、当事業年度より下記のとおり表示方法を変更している。なお、表示区分のみの変更につき、純資産合計などに変更はないので財務諸表の数値への影響は軽微である。 改正前 正味財産の部 → 改正後 純資産の部 改正前 指定正味財産/一般正味財産 → 改正後 指定純資産/一般純資産 改正前 正味財産増減計算書 → 改正後 活動計算書 改正前 経常増減の部/経常外増減の部 → 改正後 経常活動区分/その他活動区分 改正前 当期一般正味財産増減の部 → 改正後 当期収益費用差額 改正前 基本財産/特定資産 → 改正後 使途拘束資産 (3) 会計上の見積りの変更 該当なし

4. 貸借対照表の注記
(1) 会計区分別内訳

(単位：円)					
科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産	89,726,217	△116,317	23,848,609	0	113,458,509
固定資産	311,412,706	30,694,566	9,389,931	0	351,497,203
総資産	401,138,923	30,578,249	33,238,540	0	464,955,712
流動負債	153,900	80,000	0	0	233,900
固定負債	134,824,017	0	12,000,000	0	146,824,017
総負債	134,977,917	80,000	12,000,000	0	147,057,917
純資産	266,161,006	30,498,249	21,238,540	0	317,897,795

(記載上の留意事項)
・公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上する場合には、①借入の財源（法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金）、②事情（資金不足により公益目的事業を継続することが困難な状況）を脚注に記載する。

(単位：円)			
科目	場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産			
現金預金	手元保管	運転資金	190,788
	当座預金		101,715,000
	旭川信用金庫神楽支店		101,260,091
	留萌信用金庫旭川支店		454,909
	普通預金		4,850,269
	ゆうちょ銀行神居東(振替口座)		4,555,058
	北洋銀行旭川中央支店		49,896
	ゆうちょ銀行神居東(普通預金)		245,315
	定期積金		2,700,000
	留萌信用金庫旭川支店		2,700,000
未収金			4,002,452
未収金			239,800
未収管理料			3,762,652
固定資産			

(単位：円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
1. 有形固定資産			
土地			80,388,000
土地(指定)			8,008,000
土地(一般)			72,380,000
建物			38,342,737
構築物			83,247,356
造成墓所			43,834,783
車輛機械			4
什器備品			4
建物附属設備			12,652,476
2. 無形固定資産			
ソフトウェア			294,167
電話加入権			50,000
3. その他固定資産			
定期預金			27,070,000
(指定) 旭川信用			1,000,000
金庫神楽支店			
(一般) 旭川信用			26,070,000
金庫神楽支店			
投資有価証券			49,648,500
投資有価証券(一般)			49,648,500
定期預金			15,219,176
留萌信用金庫旭川支店			15,219,176
敷金			750,000
資産合計			464,955,712
流動負債			
未払法人税等			80,000
未払消費税等			153,900
固定負債			
退職給付引当金			6,445,209
(事業費)			6,445,209
役員退職慰労引当金			12,000,000
長期前受金			113,159,632
2026年管理料(R8年)			60,504,148
2027年管理料(R9年)			26,860,588
2028年管理料(R10年)			15,367,664
2029年管理料(R11年)			1,651,788
2030年管理料(R12年)			1,486,740
2031年管理料(R13年)			1,355,020
2032年管理料(R14年)			1,202,408
2033年管理料(R15年)			1,024,728
2034年管理料(R16年)			870,416
2035年管理料(R17年)			715,744
2036年管理料(R18年)			622,848
2037年管理料(R19年)			506,000
2038年管理料(R20年)			433,180
2039年管理料(R21年)			316,360

(単位：円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
R 21年) 2040年管理料 (			168,300
R 22年) 2041年管理料 (			66,000
R 23年) 2042年管理料 (			7,700
R 24年) 特別管理前受金			15,219,176
負債合計			147,057,917
純資産合計			317,897,795

(記載上の留意事項)

1. 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
2. 基本財産、使途拘束資産（控除対象財産：公益目的保有財産、法人活動保有財産、公益充実資金、特定費用準備資金、資産取得資金及び指定寄附資金）を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。このほか、法人が設定した特定資産がある場合も同様とする。
3. 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
4. (3) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高に2.及び3.の情報の記載がある資産については、当該記載との対応関係を明らかにすることで、「場所・物量等」及び「使用目的等」の記載を省略することができる（例：「公益目的保有財産1」「法人活動保有財産2」）。

(3) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高

1. 公益目的保有財産（継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産）

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り崩し又は 剰余額の解消策に充てた 額の管理(※)
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
1	有形固定資産 土地	旭川市神居町富沢409-4他209,785.25平方メートル	公益目的事業の用に供している	72,380,000 円	0 円	0 円	0 円	72,380,000 円	認定前	
2	有形固定資産 建物	旭川市神居町富沢409-4 公衆便所他7件	公益目的事業の用に供している	38,010 円	18,999 円	0 円	0 円	19,011 円	認定前	
3	有形固定資産 建物	旭川市神居町富沢409-4 管理事務所	公益目的事業の用に供している 2-1.2-2 78%	31,517,728 円	1,625,224 円	0 円	0 円	29,892,504 円	認定後	
4	有形固定資産 建物	旭川市神居町富沢409-4 監視人棟	公益目的事業の用に供している 2-3 70%	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	認定前	
5	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富沢 平和観音像他39件	公益目的事業の用に供している	52,757,147 円	6,510,110 円	1,040,000 円	0 円	47,287,037 円	認定後	
6	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富沢 舗装道路	公益目的事業の用に供している 2-4.2-5 78%	1,589,575 円	284,700 円	0 円	0 円	1,304,875 円	認定後	
7	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富沢 舗装道路他1件	公益目的事業の用に供している 2-6 70%	1 円	0 円	0 円	0 円	1 円	認定前	
8	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富沢 舗装道路他1件	公益目的事業の用に供している 2-7.2-8 80%	5,344,000 円	824,000 円	0 円	0 円	4,520,000 円	認定後	
9	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富沢 ガレージ他1件	公益目的事業の用に供している 2-9 50%	2,579,275 円	245,725 円	0 円	0 円	2,333,550 円	認定後	
10	有形固定資産 車輛機械	旭川市神居町富沢 乗用芝刈機他2件	公益目的事業の用に供している	3 円	0 円	0 円	0 円	3 円	認定前	
11	有形固定資産 車輛機械	旭川市神居町富沢 トラック	公益目的事業の用に供している 2-11 80%	1 円	0 円	0 円	0 円	1 円	認定前	
12	有形固定資産 什器備品	旭川市神居町富沢 木製観音像他1件	公益目的事業の用に供している 2-12 70%	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	認定前	
13	有形固定資産 什器備品	旭川市神居町富沢 礼拝堂仏具一式他2件	公益目的事業の用に供している	10,635 円	10,633 円	0 円	0 円	2 円	認定前	
14	有形固定資産 建物附属設備	旭川市神居町富沢 電気設備工事他1件	公益目的事業の用に供している 2-13.2-14 78%	10,906,814 円	1,037,884 円	0 円	0 円	9,868,930 円	認定後	
15	無形固定資産 ソフトウェア	旭川市神居町富沢 ソフトウェア	公益目的事業の用に供している 2-15.2-16 80%	517,733 円	282,400 円	0 円	0 円	235,333 円	認定後	
16	有形固定資産 造成墓所	旭川市神居町富沢 造成墓所	公益目的事業の用に供している 墓所造成(土地)	43,083,363 円	242,580 円	0 円	0 円	42,840,783 円	認定前	
17	無形固定資産 電話加入権	旭川市神居町富沢 管理事務所電話	公益目的事業の用に供している 2-18 70%	35,000 円	0 円	0 円	0 円	35,000 円	認定前	
18	その他固定資産 敷金	旭川市神居3条19丁目ロゼ内 連絡事務所敷金	公益目的事業の用に供している	750,000 円	0 円	0 円	0 円	750,000 円	認定前	

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用 面積、使用状 況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産	公益充実資金の取り崩し又は は剰余額の解消策に充てた 額の管理(※)
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末	取得時期	
19	その他固定資産 定期預金	旭川信用金庫神 楽支店	公益目的事業 の用に供して いる	26,070,000 円	0 円	0 円	0 円	26,070,000 円	認定前	
20	その他固定資産 投資有価証券	みずほ証券 日本国債	公益目的事業 の用に供して いる	49,630,000 円	0 円	18,500 円	0 円	49,648,500 円	認定後	
21	その他固定資産 定期預金	留萌信用金庫旭 川支店	公益目的事業の用に 供している (特定資産 特別管 理制度資金)	15,338,856 円	119,680 円	0 円	0 円	15,219,176 円	認定後	
計				312,548,141 円	11,201,935 円	1,058,500 円	0 円	302,404,706 円		

(※) 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得した
たものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 法人活動保有財産（公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）

番号	財産の名称	場所	事業区分 (収、管)	財産の使用状況 (概要、使用 面積、使用状 況等)	帳簿価額				
		面積、構造、物量等			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	有形固定資産 建物	旭川市神居町富 沢409-4	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-3 6%	2,424,442 円	125,017 円	0 円	0 円	2,299,425 円
		管理事務所	1						
2	有形固定資産 建物	旭川市神居町富 沢409-4	管	管理運営の用に 供している 1-3 16%	6,465,175 円	333,379 円	0 円	0 円	6,131,796 円
		管理事務所	1						
3	有形固定資産 建物	旭川市神居町富 沢	管	管理運営の用に 供している 1-4 30%	1 円	0 円	0 円	0 円	1 円
		監視人棟	1						
4	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-6 6%	122,275 円	21,900 円	0 円	0 円	100,375 円
		舗装道路	1						
5	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	管	管理運営の用に 供している 1-6 16%	326,067 円	58,400 円	0 円	0 円	267,667 円
		舗装道路	1						
6	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	管	管理運営の用に 供している 1-7 30%	1 円	0 円	0 円	0 円	1 円
		舗装道路他1件	1						
7	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-8 4%	267,200 円	41,200 円	0 円	0 円	226,000 円
		舗装道路他1件	1						
8	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	管	管理運営の用に 供している 1-8 16%	1,068,800 円	164,800 円	0 円	0 円	904,000 円
		舗装道路他1件	1						
9	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-9 50%	2,579,275 円	245,725 円	0 円	0 円	2,333,550 円
		ガレージ他1件	1						
10	有形固定資産 構築物	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業	9,100,017 円	541,636 円	15,411,919 円	0 円	23,970,300 円
		ベットの合祀墓ベ ットの丘他5件	1						
11	有形固定資産 車輛機械	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-11 20%	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		トラック	1						
12	有形固定資産 什器備品	旭川市神居町富 沢	管	管理運営の用に 供している 1 -12 30%	2 円	0 円	0 円	0 円	2 円
		礼拝堂仏具一式 他2件	1						
13	有形固定資産 建物附属設備	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-14 6%	838,986 円	79,837 円	0 円	0 円	759,149 円
		電気設備工事他 1件	1						
14	有形固定資産 建物附属設備	旭川市神居町富 沢	管	管理運営の用に 供している 1 -14 16%	2,237,296 円	212,899 円	0 円	0 円	2,024,397 円
		電気設備工事他 1件	1						
15	無形固定資産 ソフトウェア	旭川市神居町富 沢409-4	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 1-15 4%	25,887 円	14,120 円	0 円	0 円	11,767 円
		ソフトウェア	1						
16	無形固定資産 ソフトウェア	旭川市神居町富 沢409-4	管	管理運営の用に 供している 1 -15 16%	103,547 円	56,480 円	0 円	0 円	47,067 円
		ソフトウェア	1						
17	有形固定資産 造成場所	旭川市神居町富 沢	収	公益事業を行う為 に必要な収益事業 (墓所基礎)	1,184,000 円	190,000 円	0 円	0 円	994,000 円
		基礎工事代	1						
18	無形固定資産 電話加入権	旭川市神居町富 沢409-4	管	管理運営の用に 供している 1 -17 30%	15,000 円	0 円	0 円	0 円	15,000 円
		管理事務所	1						
計					26,757,971 円	2,085,393 円	15,411,919 円	0 円	40,084,497 円

3. 公益充実資金

該当なし

4. 資産取得資金（公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良）

該当なし

5. 特定費用準備資金（公益以外の特定の活動の実施）

該当なし

6. 指定寄附資金（交付者の定めた用途に充てるために保有している財産）

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた使途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	現金	公1	基本財産として	1,000,000 円	0 円	0 円	0 円	1,000,000 円
2	土地	公1	基本財産として 土地330㎡、1652㎡、3667㎡ 合計5649㎡	8,008,000 円	0 円	0 円	0 円	8,008,000 円
計				9,008,000 円	0 円	0 円	0 円	9,008,000 円

(※) 公共通、公1、公2、収1、管 等

控除対象財産の額の合計	前期末	期末
	348,314,112 円	351,497,203 円

- (4) 資産に係る引当金を直接控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額
 貸倒引当金を控除する前の債権の取得価額、貸倒引当金の当期末残高及び控除後の当該債権の当期末残高は、次のとおりである。
 該当なし

- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	期末減価償却累計額	当期償却額	期末減損損失累計額	当期減損損失	差引残高
有形固定資産	土地	80,388,000	0	0	80,388,000	0	0	0	0	80,388,000
	建物	84,202,298	0	0	84,202,298	45,859,561	2,102,619	0	0	38,342,737
	構築物	168,194,300	16,451,919	0	184,646,219	101,398,863	8,938,196	0	0	83,247,356
	造成墓所	148,762,143	0	0	148,762,143	104,927,360	432,580	0	0	43,834,783
	車輛機械	2,185,995	0	0	2,185,995	2,185,991	0	0	0	4
	什器備品	4,939,060	0	0	4,939,060	4,939,056	10,633	0	0	4
	建物附属設備	19,860,000	0	0	19,860,000	7,207,524	1,330,620	0	0	12,652,476
	計	508,531,796	16,451,919	0	524,983,715	266,518,355	12,814,648	0	0	258,465,360
無形固定資産	ソフトウェア	1,765,000	0	0	1,765,000	1,470,833	353,000	0	0	294,167
	電話加入権	50,000	0	0	50,000	0	0	0	0	50,000
	計	1,815,000	0	0	1,815,000	1,470,833	353,000	0	0	344,167

- (記載上の留意事項)
- 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
 - 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。

- (6) 担保に供している資産
 該当なし

- (7) 保証債務等の偶発債務
 該当なし

- (8) 引当金の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	5,984,499	460,710	0	0	6,445,209
役員退職慰労引当金	11,520,000	480,000	0	0	12,000,000

- (注)
 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、回収等による引当金の戻入れである。
 ○○引当金の「当期減少額（その他）」は、一部○○の支給額変更による引当金の戻入れである。

- (9) 借入金の内訳と増減額及び残高
 該当なし

- (10) 資産除去債務に関する注記
 (重要性がある場合の記載)
 該当なし

- (11) 退職給付債務に関する注記
- ① 採用している退職給付制度の概要
- 勤続年数による勤続年数別退職金支給表に基づいて支給する。但し、勤続年数が3年以上の者に限る。また、在職中に役職に就いていた者は、役職別加算点表に定める金額を加算点数分勤続年数別退職金支給額に加算する。但し、役職任期が1年以上の者に限る。退職金は中小企業退職金共済事業団と契約し、職員個人ごとに必要な掛金を法人が負担している。なお、当期末における退職給付債務は、期末自己都合要支給額に基づいて計算し、計上している。

② 退職給付引当金の前期末残高と当期末残高の調整表

項目	金額
前期末における退職給付引当金	5,984,499 円
退職給付費用	460,710 円
退職給付に伴う引当金取崩額	0 円
当期末における退職給付引当金	6,445,209 円

(12) 関係会社（子会社及び関連会社）に対する金銭債権又は金銭債務
該当なし

(13) 補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高

補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高は、次のとおりである。

該当なし

(14) 指定純資産の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

内 訳		交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
昭和41年5月25日	基本財産として 現金1,000,000円	高野 幸吉	1,000,000	0	0	1,000,000
昭和41年5月25日	基本財産として 土地330㎡ 550,000円	高野 幸吉	550,000	0	0	550,000
昭和41年5月25日	基本財産として 土地1,652㎡ 2,750,000円	荒 光男	2,750,000	0	0	2,750,000
平成8年10月9日	基本財産として 土地3,667㎡ 4,708,000円	高野美代子他4名	4,708,000	0	0	4,708,000
合 計			9,008,000	0	0	9,008,000

(15) 指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み

(受入年度別残高)

該当なし

(5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み)

該当なし

(16) 基金の増減額及び残高

基金の増減額及び残高は、次のとおりである。

該当なし

(17) 代替基金の増減額及び残高

代替基金の増減額及び残高は、次のとおりである。

該当なし

(18) 純資産間の振替額

該当なし

(注)

(振替理由) 需要のなくなった●●事業を廃止したため。

5. 活動計算書の注記

(1) 財源区分別内訳

(単位：円)

科目	一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分			
経常収益			
資産運用益	885,695	0	885,695
資産運用益	885,695	0	885,695
基本財産受取利息	858,853	0	858,853
特定資産受取利息	26,842	0	26,842
受取管理料	46,585,033	0	46,585,033
事業収益	77,898,964	0	77,898,964
公益事業収益	53,488,020	0	53,488,020
墓所使用料	1,150,000	0	1,150,000
永遠之丘使用料	21,532,000	0	21,532,000
納骨手数料	2,745,000	0	2,745,000
名義変更他	3,483,501	0	3,483,501
事務手数料	35,100	0	35,100
みらい使用料	24,188,000	0	24,188,000
特別管理収益	8,000	0	8,000

(単位：円)

科目	一般純資産	指定純資産	合計
賽銭収益	236,011	0	236,011
受取利息	28,998	0	28,998
雑収益	81,410	0	81,410
収益事業収益	24,410,944	0	24,410,944
ペットの丘	619,000	0	619,000
つどい	2,479,500	0	2,479,500
ステン花立	282,800	0	282,800
墓石基礎工事料	6,269,000	0	6,269,000
石材店手数料	6,045,801	0	6,045,801
代行手数料	636,001	0	636,001
みらい付帯収益	1,328,850	0	1,328,850
永遠之丘彫刻料	5,262,000	0	5,262,000
納骨袋	304,000	0	304,000
線香ローソク	181,855	0	181,855
ローソクカバー	27,000	0	27,000
台使用料	86,000	0	86,000
付帯工事収益	886,700	0	886,700
受取利息	2,437	0	2,437
経常収益計	125,369,692	0	125,369,692
経常費用			
事業費	122,793,361	0	122,793,361
-	91,253,971	0	91,253,971
-	31,539,390	0	31,539,390
管理費	14,068,190	0	14,068,190
役員報酬	7,664,202	0	7,664,202
給料手当	1,870,227	0	1,870,227
役員退職慰労費用	480,000	0	480,000
法定福利費	408,950	0	408,950
福利厚生費	333,806	0	333,806
旅費交通費	81,820	0	81,820
通信費	86,935	0	86,935
消耗品費	65,342	0	65,342
修繕費	55,440	0	55,440
水道光熱費	137,068	0	137,068
賃貸料	103,494	0	103,494
保険料	34,973	0	34,973
会議費	4,739	0	4,739
租税公課	171,396	0	171,396
接待交際費	578,323	0	578,323
車輛費	420,340	0	420,340
雑費	745,177	0	745,177
減価償却費	825,958	0	825,958
経常費用計	136,861,551	0	136,861,551
経常収益費用差額	△11,491,859	0	△11,491,859
Ⅱ その他活動区分			
その他収益			
その他収益計	0	0	0
その他費用			
その他費用計	0	0	0
その他収益費用差額	0	0	0
税引前当期収益費用差額	△11,491,859	0	△11,491,859
法人税、住民税及び事業税	80,000	0	80,000
当期収益費用差額	△11,571,859	0	△11,571,859
期首一般純資産又は期首指定純資産	320,461,654	9,008,000	329,469,654
期末一般純資産又は期末指定純資産	308,889,795	9,008,000	317,897,795

(2) 会計区分及び事業区分別内訳

活動計算書 一般純資産の部

(単位：円)

科目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
	公益事業	小計	収益事業			
経常収益	86,890,558	86,890,558	24,410,944	14,068,190	0	125,369,692

(単位：円)

科目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
	公益事業	小計	収益事業			
経常費用	91,253,971	91,253,971	31,539,390	14,068,190	0	136,861,551
当期経常収益費用差額	△4,363,413	△4,363,413	△7,128,446	0	0	△11,491,859
その他収益	0	0	0	0	0	0
その他費用	0	0	0	0	0	0
その他収益費用差額	0	0	0	0	0	0
税引前収益費用差額	△4,363,413	△4,363,413	△7,128,446	0	0	△11,491,859
法人税、住民税及び事業税	0	0	80,000	0	0	80,000
当期収益費用差額	△4,363,413	△4,363,413	△7,208,446	0	0	△11,571,859

(記載上の注意事項)

- ・経常収益に各会計に共通した受取会費、又は受取寄付金がある場合には、各会計に配賦した金額及び配賦基準を脚注として記載する。

(3) 事業費・管理費の形態別区分

各会計区分別に経常費用の形態別分類（中科目別）の費用額を記載してください。各事業別（公1、公2）や科目を細分化した記載も構いません。複数の会計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬	0	0	7,664,202	7,664,202	配賦基準：0：0：100 従事割合による
給与手当	30,278,457	7,161,574	1,870,227	39,310,258	配賦基準：80：15：5 それぞれの従事割合による
雑給	3,907,876	1,674,804	0	5,582,680	配賦基準：70：30：0 それぞれの従事割合による
作業員賃金	6,895,787	1,999,548	0	8,895,335	配賦基準：78：22：0 それぞれの従事割合による
退職給付費用	460,710	0	0	460,710	配賦基準：100：0：0 直接対応
役員報酬退職給付費用	0	0	480,000	480,000	配賦基準：0：0：100 それぞれの従事割合による
法定福利費	6,392,680	1,738,680	408,950	8,540,310	配賦基準：75：20：5 それぞれの従事割合による
福利厚生費	353,752	83,158	333,806	770,716	配賦基準：46：10：44 それぞれの従事割合による
旅費交通費	0	0	81,820	81,820	配賦基準：0：0：100 それぞれの従事割合による
通信費	1,539,823	54,297	86,935	1,681,055	配賦基準：92：3：5 従事割合と直接対応
消耗什器備品費	0	0	0	0	配賦基準：
消耗品費	564,791	162,540	65,342	792,673	配賦基準：72：20：8 従事割合と直接対応
修繕費	6,064,160	92,400	55,440	6,212,000	配賦基準：98：1：1 直接対応
図書研究費	76,144	0	0	76,144	配賦基準：100：0：0 直接対応
水道光熱費	776,707	228,451	137,068	1,142,226	配賦基準：68：20：12 従事割合による
賃借料	3,468,649	2,105,751	103,494	5,677,894	配賦基準：61：37：2 従事割合と直接対応
保険料	351,047	58,288	34,973	444,308	配賦基準：79：13：8 それぞれの従事割合による
会議費	0	0	4,739	4,739	配賦基準：0：0：100 それぞれの従事割合による
租税公課	1,934,689	965,928	171,396	3,072,013	配賦基準：63：31：6 直接対応
諸会費	333,455	0	0	333,455	配賦基準：100：0：0 直接対応
接待交際費	65,000	0	578,323	643,323	配賦基準：10：0：90 従事割合と直接対応
広告宣伝費	2,785,992	1,605,934	0	4,391,926	配賦基準：63：37：0 それぞれの従事割合による

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
祭祀儀式費	2,003,125	0	0	2,003,125	配賦基準：100：0：0 直接対応
車輦費	2,703,919	414,750	420,340	3,539,009	配賦基準：76：12：12 従事割合と直接対応
退職金共済掛金	1,641,000	0	0	1,641,000	配賦基準：100：0：0 直接対応
墓石基礎工事費	0	7,166,191	0	7,166,191	配賦基準：0：100：0 直接対応
墓所管理費	5,525,047	0	0	5,525,047	配賦基準：100：0：0 直接対応
ペット管理費	0	31,000	0	31,000	配賦基準：0：100：0 直接対応
墓所関連費用	0	339,947	0	339,947	配賦基準：0：100：0 直接対応
みらい管理費	698,000	4,275,732	0	4,973,732	配賦基準：14：86：0 直接対応
雑費	1,272,058	120,982	745,177	2,138,217	配賦基準：59：7：34 従事割合と直接対応
雑損失	78,848	0	0	78,848	配賦基準：100：0：0 直接対応
減価償却費	10,839,675	1,069,435	825,958	12,735,068	配賦基準：85：8：7 従事割合と直接対応
造成墓所償却費	242,580	190,000	0	432,580	配賦基準：56：44：0 直接対応
合計	91,253,971	31,539,390	14,068,190	136,861,551	

6. キャッシュ・フロー計算書の注記

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
該当なし

(2) 重要な非資金取引
該当なし

7. 固定資産の減損損失に関する注記

該当なし

8. 税効果会計に関する注記

該当なし

9. リース取引に関する注記

該当なし

10. 金融商品の状況に関する事項の注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①当法人は、公益事業の財源の一部を運用益によって賄うため、債券により資産運用する。 ②金融商品の内容及びそのリスク 元本返還の確実な方法で運用を行っている。 ③金融商品のリスクに係る管理体制 i) 資産運用の規定に基づく取引 金融商品の取引は、当法人の会計処理規定に基づき行う。 ii) 信用リスクの管理 元本返還が確実な商品のみ運用する。

(2) 満期保有目的債券の内訳、貸借対照表計上額、市場価格及び評価損益

(単位：円)

種類及び銘柄	貸借対照表計上額	市場価格	評価損益
利付国庫債券（20年）	49,648,500	39,810,000	△9,838,500
合 計	49,648,500	39,810,000	△9,838,500

11. 賃貸等不動産の時価等に関する注記

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

取引条件及び取引条件の決定方針等

(記載上の留意事項)

- ・ 関連当事者に対する債権については、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高、当期の貸倒引当金繰入額等、当期の貸倒損失等の項目を開示する。ただし、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高及び当期の貸倒引当金繰入額等については、当該者の経営状態等に重大な問題が生じていない場合には、開示の対象とはしないこととする。
- ・ 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、上記取り扱いに準じて開示する。
なお、開示にあたっては、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。
- ・ 関連当事者が個人の場合は、役員、評議員、従業員、役員の近親者等の属性を記載し、住所の記載は不要とする。

13. 重要な後発事象

該当なし